

Supporter News

地域の消費者・市民で作る見守りネットワークを

埼玉消費者被害をなくす会
理事長 池本 誠 司



本来は、消費者被害防止サポーターの皆様にお集まりいただき、2019年度1年間の活動の締めくくりとして全体交流会を開催する予定でしたが、コロナウィルスの感染拡大防止のため開催を見送らざるを得なくなりました。大変残念に思います。本誌上で1年間の活動状況を報告させていただきます。

◆仲間が着実に増えています

埼玉消費者被害をなくす会が埼玉県から受託して取り組んでいる「消費者被害防止サポーター活動推進事業」は、3年間でサポーター登録者が900名を超えました。地域的にみても、埼玉県内63市町村のうち3月末時点で60市町村に登録サポーターがおられる状態となりました。県内すべての市町村にサポーターが配置されまで、あと少しという状況になりました。

◆行動するサポーターの活動が始まっています

この推進事業の最大の特徴は、地域の消費者・市民の皆さんに消費者被害防止サポーターに登録して頂くことで終わるのではなく、引き続きフォローアップ講座の受講やサポーター交流会に参加して頂き、継続的に学びながら周りの知人や関係先に声掛けをする活動を続けて頂くことです。皆さんが地元市町村の消費者行政(消費生活センター)と連携して、行動する消費者として活動して頂くことが私たちの目指す姿です。なくす会は、そのような皆さんの活動を支援する役割です。

先日確認したところでは、サポーターの皆さんと地元市町村の消費者行政が、懇談会を開催したりセンターの啓発活動に参加の機会を提供されるなど、サポーターと市町村との連携が始まっているところが33市町に広がっています。

◆地域の消費者・市民の活動が地元の消費者行政の推進役です

地域によっては、同じ市町のサポーターでグループを結成し、地元消費生活センターの啓発活動に参加して具体的な役割を分担するなど、自主的な活動にまで発展している事例も報告を受けています。楽しみながら活動することが継続の決め手です。

サポーターの皆さんが、地域でのチラシの配布や出前講座の開催などの啓発活動を提案し、協力して頂ければ消費者行政の取組も広がります。消費者問題に関心を持つ地域の消費者・市民の活動が、地元の消費者行政を推進する役割を果たすのです。

全国の消費者安全確保地域協議会(高齢者見守りネットワーク)の設立状況が、1,778自治体のうち255(14.2%)であるのに対し、埼玉県は63自治体のうち20(31.7%)に上っています。しかも、活動の内容を伴うネットワークとなっているのです。高齢者の消費者被害だけでなく、インターネットの利用に伴う被害やキャッシュレス決済に伴う被害など、様々な消費者被害が広がっています。

今後も消費者被害防止サポーターの皆さんの仲間との活動がさらに広がることを期待しています。

2019年度 消費者被害防止サポーターの活動報告

今年度、実施されましたサポーター活動の様子を御紹介いたします。
サポーターの登録人数は、2020年3月末現在、918人になりました。
サポーターの活動も、様々な地域で行われており、広がっております。
※啓発活動の写真を提供していただき感謝申し上げます。

消費者展 産業祭、商工祭などで行政とともに消費者被害防止の啓発



熊谷市

- 6月 市作成のタスキをかけて架空請求ハガキを注意する啓発チラシ等をデパート前で、市民の方に配布しました。(左写真)
- 11月 産業祭で、消費生活センターの周知と消費者被害の事例を伝えました。(右写真)



美里町

- 11月 サポーター養成講座開催後の商工祭でサポーター活動が始まりました。



戸田市

- 11月 消費生活展にサポーターが参加し、市との連携がスタートしました。



白岡市

- 8月 消費生活センターを周知するための啓発品等を「白岡まつり」で配布しました。



さいたま市

- 11月 消費生活センターのベスト(市作成)を着て市内防犯大会で消費者被害の事例を伝えました。

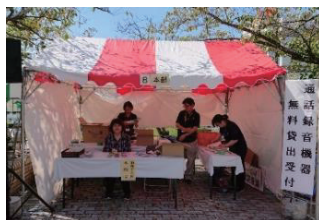
上尾市

- 11月 「上尾市消費者被害防止サポーターの会メンバー」が消費生活展でキャッシュレスについてアンケートを取りました。



三郷市

- 9月 消費生活展ブースで啓発品を配布し、サポーター制度の周知も行いました。



志木市

- 12月 消費生活展で、市作成のクリアファイルを配布して、消費生活センターの周知をしました。

敬老会やサロン、高齢者会食会などでサポーターの活躍



越谷市

未然防止カルタを活用し、活動しました。

4月、介護予防教室

9月、すこやか倶楽部



加須市

9～11月、市作成のタスキと紙芝居を活用し、点検商法の事例を伝えました。



ふじみ野市

6月、サポーターの所属している団体で、消費生活講座を開催し、消費者被害の状況等を学びました。



朝霞市

12月、民生委員でもあるサポーターが市作成のカレンダーを配布し、悪質商法の事例を紹介しました。



さいたま市

7月、高齢者サロンで地元警察の協力とともに個人情報の取扱いについて、注意を呼びかけました。



加須市

1月、サポーター交流会で作成したカルタを高齢者サロンで活用しました。



上尾市

10月、敬老祝賀会でお助けかわらばん等を活用し架空請求ハガキ等の事例を伝えました。



美里町

1月、高齢者会食会で「188」の周知、クーリングオフなどの話をしました。

寸劇で、悪質な消費者被害の事例を紹介



埼玉県マスコット
コバトン さいたまっち



春日部市

7月にサポーター有志により、春日部 188 の会を立ち上げ、1月に寸劇等による啓発を行う出前講座の準備に向けて打合せを行いました。



行田市

9月に、手作りの小道具を使って市内老人会で点検商法の悪質な事例を伝えました。



東松山市

10月に、東松山警察管内地域安全大会で東松山 188 の会メンバーが架空請求ハガキの事例を警察の職員とともに伝えました。



上里町

11月に、高齢者サロンへの出前講座で悪質商法の事例と消費生活センターへ繋げることを伝えました。



宮代町

11月に、宮代大学(シニア大学)の講義後、悪質商法の事例を紹介しました。



秩父市

12月に、市内敬老を祝う会で点検商法とお試し購入の事例を伝えました。

お知らせ

新型コロナウイルスに便乗した悪質商法にご注意!! 国民生活センターのHPから情報が入手できます。

<http://www.kokusen.go.jp/mimamori/pdf/shinsen361.pdf>

発行者: 適格消費者団体 / 特定適格消費者団体

特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会 理事長 池本誠司

〒330-0064 さいたま市浦和区岸町 7-11-5

Tel/ Fax 048-829-7444

E-mail : nakusukai.10@saitama-k.com

<http://saitama-higainakusukai.or.jp/>

埼玉県より「消費者被害防止サポーター活動推進事業」を埼玉消費者被害をなくす会が受託しています